

# 豊中市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

## (業務管理体制の届出)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について業務管理体制の整備に関する届出システムにより行うものとする。

## (届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、業務管理体制の整備に関する届出システムにより行うものとする。

## (区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、業務管理体制の整備に関する届出システムにより行うものとする。

## (関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

## (実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

### (届出を行うために必要な準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して、必要な手続きを行うことができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年(2021年) 2月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年(2023年) 6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条、第3条及び第4条の規定は、令和5年(2023年) 7月31日までの間、なおその効力を有する。

## 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定または許可を受けている事業所または施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を関係行政機関に届け出る必要があります。

令和3年(2021年)4月1日より、指定事業所が同一中核市にのみ所在する事業者は、届出先が都道府県知事から中核市の長に変更となっています。

### 1. 事業者が整備する業務管理体制（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

業務管理体制整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的に実施
	業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程(=以下「法令遵守規程」)の整備
法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者(=以下「法令遵守責任者」)の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

(注1) 事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所は除いてください。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

(注2) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

## 2. 届出すべき事項（介護保険法施行規則第140条の40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
[1]事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
[2]「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
[3]「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要（注1）	事業所等の数が 20以上 の事業者
[4]「業務執行の状況の監査」の方法の概要（注2）	事業所等の数が 100以上 の事業者

### （注1）「業務が法令に適合することを確保するための規程」について

「業務が法令に適合することを確保するための規程」には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「業務が法令に適合することを確保するための規程」の概要につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、規程全文を添付しても差し支えありません。

### （注2）「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行われなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行なうことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」は、事業者がこの監査に係る規程を作成して

いる場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

### 3. 業務管理体制の整備に関する事項の届出先（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40）

区分	届出先
[1] 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (注1)
[2] 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域(注2)に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
[3] 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
[4] 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
[5] 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く(届出先は都道府県知事)	中核市の長
[6] 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

(注1) 届出先が上記3[5]の「中核市の長」に該当する場合には、下記あて届出してください。

#### 【届出先・問合せ先】

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

TEL: 06-6858-2838

E-mail: [chouju@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:chouju@city.toyonaka.osaka.jp)

#### 【届出方法】

業務管理体制の整備に関する届出システムより電子申請

#### 4. 届出に必要となる事由について（介護保険法第 115 条の 32・介護保険法施行規則第 140 条の 40）

事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

届出が必要となる事由	留意事項
[1] 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 2 項)	全ての事業者は届け出る必要があります。
[2] 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 4 項)	郵送でこの区分の変更に関する届出を行う場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。
[3] 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 3 項)	ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

豊福政第652号  
令和5年5月31日

豊中市指定介護保険サービス事業者 御中

豊中市 福祉部 長寿社会政策課

### 業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

平素は当市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、現在、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）が構築され、下記の日時以降、電子申請等による届出が可能となっておりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になりますので、下記3に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、豊中市ホームページに掲載している【参考】介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出」及び【マニュアル】業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）をご確認いただき対応願います。

#### 記

##### 1 届出システム運用開始日時

令和5年3月28日（火）13時00分

##### 2 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

介護保険法に基づき、全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、以下①の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。（介護保険法第115条の32第1項及び第2項）

また、以下①又は②の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。（介護保険法第115条の32第3項）

なお、詳細については、市ホームページ掲載の【参考】介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出」を確認ください。

- ① 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の40第1項第1号から第4号に基づく届出事項

- ・ 第1号 事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、代表者「氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
  - ・ 第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
  - ・ 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
  - ・ 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要
- ② 介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）  
・ 事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

### 3 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

- (1) 新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合  
業務管理体制の整備に関する届出システムのURL (<https://www.laicomea.org/laicomea/>) をブラウザに貼付し、アクセス後「初めて本システムを利用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」をクリックして必要な手続きを行ってください。
- (2) 既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合  
① 業務管理体制の整備に関する届出システムのURL ([https://www.laicomea.org/lai\\_comea/](https://www.laicomea.org/lai_comea/)) をブラウザに貼付し、アクセス後「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリックしてください。  
② 「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリック後の画面に以下の必須項目の情報を全て入力後、確認ボタンをクリックし、入力内容を確認し、実行をクリックします。
  - ・ 事業者（法人）番号  
(\*エラー表示が出た場合は、過去の事業者（法人）番号を入力)
  - ・ 連絡先メールアドレス
  - ・ 連絡先（担当者の所属・氏名・フリガナ）
  - ・ 電話番号  
③ 連絡先メールアドレス宛てに、ユーザ登録完了のお知らせが届きます。  
④ 上記③により、届出システムの初期設定は完了です。  
⑤ 次回利用時からログイン画面より、ユーザIDとパスワード（事業者（法人）番号）を入力することで届出システムを利用することができます。

### 4 留意事項

- (1) 届出システム以外での届出処理について  
届出システムの運用開始後については令和5年7月31日までの間は、従来どおり郵送等による届出も受付します。令和5年8月以降については、届出システムでの届出のみとさせていただきますのでご了承ください。
- (2) 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について  
今回、「【マニュアル】業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事

業者版)」については、初版であるため市ホームページに掲載しております。

なお、届出システム稼働後については、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。

(3) 介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分の変更(届出先の変更)について

変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムによる届出を行った場合は、一度の届出で双方の届出先に情報が伝達されます。

## 5 豊中市ホームページのご案内

業務管理体制の整備に関する届出については、以下のURLから豊中市ホームページをご確認ください。

【豊中市ホームページ「業務管理体制の整備に関する届出について】

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo\\_hukushi/kaigohoken/kaigo\\_jigousya/shoshibi\\_download/gyoumukannritaisei.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigousya/shoshibi_download/gyoumukannritaisei.html)

(問合せ)

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

担当:大東 電話:06-6858-2838

E-mail: [chouju@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:chouju@city.toyonaka.osaka.jp)